

令和 8 年 10 月 1 日以降に起工起案する工事等に適用する
積算基準対照表【機械設備編】

令和 8 年 10 月 1 日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。
積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和 8 年度版）に準拠しますが、一部事項について、
下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。

○【基準図書④】国土交通省機械設備工事積算基準 令和 8 年度版

基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用
－5－（2・①・1） （第 2 適用範囲）	・ この積算基準は、 <u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事</u> の治水事業、・・・。	・ この積算基準は、 <u>長野県建設部が所管する工事</u> の治水事業、・・・。
－39－（2・①・35）～ －40－（2・①・36） （[解] 6 材料費等の 価格等の取扱い）	・ <u>工事価格に係る・・・含まないものとする。</u> ・ （1）・・・。 ・ （2）・・・。	・ 「 <u>国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和 8 年度版（長野県建設部適用）</u> 」の「第 2 章 工事費の積算 ①直接工事費 1 材料費」に準じるものとする。 ・ 全て削除。 ・ 全て削除。
－451－（4・①・1） （1 適用範囲）	・ この積算基準は、 <u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業</u> の治水事業、・・・。	・ この積算基準は、 <u>長野県建設部が所管する事業</u> の治水事業、・・・。
－453－（4・①・3） （5 設計変更の積算）	・ 業務委託の変更は、 <u>宜</u> 積算書をもとにして・・・ ・ 業務価格＝変更 <u>宜</u> 積算業務価格×（直前の請負額／直前の <u>宜</u> 積算額）。	・ 業務委託の変更は、 <u>県</u> 積算書をもとにして・・・ ・ 業務価格＝変更 <u>県</u> 積算業務価格×（直前の請負額／直前の <u>県</u> 積算額）。
－453－（4・①・3） （5 設計変更の積算（注））	・ 1. 変更 <u>宜</u> 積算業務価格は、 <u>宜</u> 単位、 <u>宜</u> 経費をもとに・・・。 ・ 2. 直前の請負額、直前の <u>宜</u> 積算額は、・・・。	・ 1. 変更 <u>県</u> 積算業務価格は、 <u>県</u> 単位、 <u>県</u> 経費をもとに・・・。 ・ 2. 直前の請負額、直前の <u>県</u> 積算額は、・・・。

※基準書ページ：国土交通省機械設備工事積算基準 令和 8 年度版

一般財団法人 建設物価調査会 発行のページ